

# 埼玉東部法律事務所

vol.45  
2022.1



- 弁護士近況
- 特集1. 2017朝鮮半島危機を語る学習会に参加
- 特集2. 建設アスベスト訴訟に勝訴－国との和解成立
- 特集3. Zoomによる学習会



Photo : Shinichi Kawasaki 「ダイヤモンド富士」

新しい年を迎えました。皆さんどのようにお過ごしでしょうか。一昨年に続き、昨年もコロナ禍の一年となりました。一刻も早い収束を祈りますが、飲食業や、旅行業への影響など、大きな爪痕を残すのではないかと思われます。未知の事態への対応となるかもしれません、当事務所は、地域に根ざした法律事務所として、地域の皆さんとともに進んでいく所存です。

明るい話題としては、昨年から、当事務所に古谷直樹弁護士が加わりました。新しい戦力を得て、感染対策に配慮しつつも、学習会の再開など従前に戻るだけでなく、新しい活動にも取り組んで行きたいと考えております。

運営委員長 弁護士 川崎 慎一

弁護士 佐々木新一	弁護士 北川 浩司
弁護士 山越 悟	弁護士 野口 千晶
弁護士 池永 知樹	弁護士 根本 明子
弁護士 川崎 慎一	弁護士 井上あすか
弁護士 田中 浩介	弁護士 石川 智也
弁護士 斎藤 耕平	弁護士 古谷 直樹
弁護士 小木 出	事務局一同



弁護士  
佐々木 新一  
*Sasaki Shinichi*

## ▶年頭のご挨拶にかえて

駅前の中央図書館分室で、半藤一利氏の「坂口安吾と太平洋戦争」を借りました。就職をしていた時期、勢いで組合の分会書記長を引き受けたことがあります。都職労荒川区役所福祉事務所分会という組合です。分会長（Kさん）は山谷のドヤ街を担当されていたケースワーカーでした。ある雑談のおり、私が「辛よさようなら 金よさようなら ですか」（中野重治の詩の冒頭部分）と言ったのがきっかけで目をかけてくれ、親しくさせていただきました。「俺はもうすぐ不惑だぞ」という言い方で自分の老いを表現されていました。私にとって敬愛する年上の友人となります。「新よ。安吾は堕落論ではなく日本文化私觀を読み」と言われて読みました。そんな思い出が戻ってきました。私が司法試験のために退職すると言い出した時には、「結局上昇志向の学生運動家に過ぎないじゃないか」という批判を受けました。私は25歳、Kさん（既に故人です）、あれから50年、まだ読書は続けています。どう見てくれますか。



弁護士  
山越 悟  
*Yamakoshi Satoru*

## ▶繰り返し考えること

近時、民主主義国家が半数を割ったという報道がありました。正直、「え、何故」と思いました。しかし、改めて何故民主主義が正しいのかと問われると、国民の自己決定だから誤っても納得ができると答えるのは開き直りでしょう。決定の正しさの蓋然性が高く、独裁よりはましただと思います。独裁は、惨状を招きます。

しかし、そうだとすれば、独裁的傾向が強まるのは何故でしょうか。そもそも、政治的な正しさが全国民の幸福感情の増大だとすれば、正しさは蓋然性に過ぎません。次善の策として、中間層を厚くする方法は有力だと思います。私見では、中間層は富者にも貧者にもなる（明日は我が身）本質的にバランサーです。中間層が薄いと利害調整が困難になり、富か貧に足場をおく独裁になるということでしょうか。一億総中流と言われた時代もありました。安定と幸福の時代だったことになりますが、政策的には可能だと思います。



弁護士  
池永 知樹  
*Ikenaga Tomoki*

## ▶フェース・トゥ・フェースとオンライン相談

相談はフェース・トゥ・フェースが当たり前、対面でなければ誤解が生じる、十分なコミュニケーションは不可能…という世界で弁護士業をしてきましたが、コロナ禍で一変しました。近未来には、3次元立体オンライン相談が登場していくと考えられ、そこにAIがドッキングし、あらゆる先例と解決方法を習得し自立的に成長していくロボット・ローヤーと生身の弁護士が並存（競争？）していく社会になるかもしれません。

ただ、第一波から第五波までをみると、第一波の際に高まったオンライン相談は、第二波以降それほど高まりをみせることはなく、未曾有の第五波の際にも劇的には高まりませんでした。対面が原則、しかしオンラインは重要な補助ツールという時代の中で当面は進んでいきそうです。両者の役割を模索しながら、弁護士業に磨きをかけていく所存です。本年もよろしくお願い申し上げます。



弁護士  
川崎 慎一  
*Kawasaki Shinichi*

## ▶2022年4月から成年年齢が18歳になります

民法が改正され、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳になります。4月1日に18歳以上20歳未満の人は、その日から成年となり、4月2日以降に18歳になる人は18歳の誕生日から成年となります。

民法では、原則として、親の同意なしに未成年者は契約を締結することができないとされているので、これまで、20歳にならないと自分一人で携帯電話を買ったり、アパートを借りたり、ローンを組んで買い物をすることはできませんでしたが、これからはできるようになります。逆に言えば、18歳になった後に締結した契約は取り消しが出来ないことになります。18歳になると、悪質商法の勧誘の対象となるという危険もあるので、気をつける必要があります。

なお、飲酒や喫煙、競輪、競馬は、今後も、20歳にならないとできませんので、ご注意を。



弁護士  
田中 浩介  
*Tanaka Kosuke*

## ▶核、核心、革新的？

昨年8月6日、広島での平和記念式典で前首相がした挨拶（読み飛し）が話題となりました。私も、一度だけ式典に参加した（会場にいた）ことがあります。その時は、首相（当時）も市長（当時）も、よどみなく挨拶をしていたと記憶しています。

このような式典を毎年開催することは、核兵器廃絶への取り組みの一つであり、現在は、世界で核兵器は増えではないようです。他方、AI兵器、極超音速兵器等の開発は進んでおり、それにより、戦争（戦闘）のハードルが下がることも危惧されています。しかし、実戦で使用することの無い（はず！）の兵器や戦術のために莫大な軍事費をかけるのは無駄です。CO<sub>2</sub>の排出削減と同様に、軍事費も、国際的に目標を立て削減するべきです。

ところで、式典の場にいたのは、件の挨拶の20年前の同日で、修習中でした。早いですね、人は老いやしく弁護士業（道？）成り難いです。それでも、核のない世界を目指しつつ、弁護士（士）活動としては、核心をつくものであるように、できれば革新的な何かも、などと思いを抱き、今年もがんばります（川沿いも、もっと歩きます。）。



弁護士  
斎藤 耕平  
*Saito Kohei*

## ▶副会長やってます

昨年4月から、埼玉弁護士会副会長（なぜか筆頭）を務めています。

週に3日くらいは浦和にある弁護士会館に通い、会議や担当委員会への参加、書類の決裁などをするのが主な仕事なのですが、選挙直後の当選者がよく言っている「責任で身の引き締まる思いです」というよりは、なんだかもうとにかく骨が折れるというのが、率直な感想です。

もうすぐ1,000人規模に至る組織ともなるとそれはいろいろな方がいらっしゃるので、要望を吸い上げながらどこまで実現できるかとか、これまでの経緯を踏まえつつどこまで新しいことができるかとか、そういうことにいつも気を遣っているように思います（言葉を選んでいる雰囲気をお察しください）。

たよりをお届けするころには任期が残り数か月となっていますが、次年度は埼玉弁護士会越谷支部の副支部長を務めることになりそうなので、来年のたよりのテーマが「副支部長やってます」に決まってしまいました。



弁護士  
小木 出  
*Ogi Izuru*

## ▶ 医療過誤訴訟

平成29年7月、Aさん（30代）は、潰瘍性大腸炎の治療のため、B病院に入院しました。入院中、輸液のためにカテーテルを挿入する際、心室細動に陥り、その後の救命措置の遅れが原因で、寝たきりの状態になってしまいました。

平成29年8月、B病院との交渉を受任。B病院が一切責任を認めなかつたため、平成31年2月、Aさん及びその両親を原告として、さいたま地方裁判所に提訴。

それから約2年10か月後の昨年11月、B病院との間で、原告の希望した金額で、裁判上の和解が成立しました。

現在も、自宅において、高齢の両親によるAさんへの日々の献身的な看護は続いています。これは、損害賠償を受け取っても変わりません。Aさんは、今も、話すことも、立ち上ることもできません。わずかな反応がみられるのみです。未来を奪われてしまったAさんの無念さを弁護することができたのか、確認する術はありません。私が言えることは、本件解決に向けて全力を尽くしたことだけです。

最後に、この困難な事件を最後まで一緒に担当してくれた同期の宮崎裕悟弁護士にこの場を借りて感謝したいと思います。



弁護士  
井上あすか  
*Inoue Asuka*

## ▶ 気分転換

何か良い気分転換はないかしらと模索する日々ですが、出掛けた先で急遽バンジージャンプすることになりました。昔から絶叫系が大好きなのでつい飛びついてしまいましたが、いざやるとなると、数年前にジェットコースターで頸椎捻挫になったことを思い出し、もうそんなに若くないし、勢いだけでやっては後が大変なのでは…と逡巡しました。しかし、ここまで来たらと覚悟を決めてジャンプ台に向かいました。階段は命綱がないので（バンジーより）怖かったですが、てっぺんに着くとすごく爽快な気分で、合図とともに飛び降りることができました。とてもスッキリしたので気分転換したい方にはおすすめです！（体も無事でした）。ただ、毎年バンジーをする元気もないでの、今年はもうちょっと穏やかな趣味を探そうと思います。



弁護士  
石川 智也  
*Ishikawa Tomoya*

## ▶ 異議「あり」

昨年は例年より多くの尋問を経験しました。その中で相手方弁護士や検察官の質問に対して「異議あり」と異議を述べることもありました。しかし、「異議あり」と言って異議を述べる人は少数のような気がします（全くの主観です）。単に「異議」とだけ言ったり、理由だけ述べる人の方が多いのではないでしょうか。なんとなく「異議あり」と言いながら異議を述べると、こなれていない感じが出てしまっているようにも思えます。

それでも、自分はやはり「異議あり」と言っています。おそらく、その理由は、中3の時に知り、司法試験合格後も新作がでていた「逆転裁判」という法曹に興味を持つきっかけになったゲームの影響があると思います。登場人物の「異議あり！！」という音声をたくさん聞いて、それが当然だと思い、また、どこか憧れを持っていたのかもしれません。

今後も出すべきタイミングで異議を出せるよう、弁護技術を磨いていきたいと思います。



弁護士  
古谷 直樹  
*Furuya Naoki*

## ▶ 自動運転

去年1月に入所してから、あっという間に一年が過ぎました。多くの先生方や事務局の皆さんに支えられ、そしてお客様にご愛顧いただき、無事弁護士生活2年目に入ることができました。

さて、話は変わりますが、去年は東京でオリンピックが開かれました。その際、日本の自動車メーカーから高度な自動運転技術を搭載したバスの試験運用が行われ話題になりました（事故が起きたことも含めて）。自動運転技術には、レベルが5段階存在しますが、現在普及しているものは下から2番目のレベルです。そのレベルにおいても、高速道路などをほぼ自動で走行できるため、技術の進歩には目を見張るものがあります。しかし、事故が起きた際の法的責任主体は、依然として運転者本人なのです。近年日本でも、アメリカの某自動車メーカーの車で自動運転走行中に、事故が発生した刑事事件において、運転者の刑事责任が認められた事案がありました。

運転者に運行上の責任が生じない完全な自動運転が普及するのはまだまだ先の未来でしょうから、自動運転中であっても、運転している自覚が必要ですね。



弁護士  
根本 明子  
*Nemoto Akiko*

## ▶ 2021年を振り返って…

2021年を振り返りますと、まず、業務ですが、例年に比べ、解決に時間がかかることが多い印象です。コロナ禍で、イレギュラーな対応を迫られたせいかもしれません。迅速な解決が叶わなかったお客様には、申し訳なく思います。

プライベートでは、トールキンの「指輪物語」と「ホビットの冒險」を読みました。これらの映画の大ファンですが、長年、原作本を読めずにいたので、映画との違いを楽しむとともに、読み終えたこと自体を喜びました。

また、長年、運動不足による肩凝り等に悩まされてきましたが、とうとう、運動を始めました。かつての人気ダンスボーカルグループのダンスDVDを見ながら踊る「ダンササイズ」というもので、約1ヶ月で、早速、走った際に息が上がり辛くなりました。

いつまで続くかわかりませんが、22年は、運動不足による不調を解消し、より良いパフォーマンスができる年にしたいと思います。

本年もよろしくお願い致します。

**特集  
01**

## 2017朝鮮半島危機を語る学習会に参加

我が国が攻撃を受けた場合だけでなく他国のため他国と共に戦争する集団的自衛権を認めた新安保法制が2015年に制定されたことで、全国で安保違憲訴訟が提訴されています。私も埼玉訴訟の弁護団に参加しています。昨年3月にさいたま地裁で敗訴判決が出たので東京高裁で裁判が続きますが、昨年10月控訴人の方々を中心とした勉強会を行いました。

テーマは、「控訴審では何故2017年朝鮮半島情勢を中心に訴えることにしたのか」です。

5年前の2017年、北朝鮮は経済封鎖に抗して弾道ミサイル発射と核実験を繰り返し、対してトランプ米政権は、空母を中心とした艦隊（空母打撃群と言います）を朝鮮半島に何度も振り向けて圧力をかけました。双方の指導者が悪口を言い合い、戦争を辞さないと言い募り合いました。我が国ではミサイルが発射されるたびにアラートが鳴り、地域によっては避難訓練が行われました。安倍首相が「ミサイルにはサリンも積める」等と煽るので、北朝鮮問題を利用した軍備強化のパフォーマンスを見る向きもありまし

たが、正確に事実関係を追うと、極めて切迫した状況であったことが分かります。

当時の自衛隊のトップである統幕長が、「当時、米軍幹部とは頻繁に連絡を取り合い、米軍が戦争を開始した場合には自衛隊をどう動かすかというシミュレーションをしていた、当時開戦の危機は6割を超えていたと考えたこともあった」ということまで、その後語っています。私たちは実際に戦争の入口にまで連れていかれていたのです。

全国での裁判結果は残念ながら18連敗ですが、すべての裁判所で「安保法制制定後実際に日本は戦争になるかもしれない状況にはなっていない」というとんでもない理由で負けています。もし、この時（2017年）、実際には戦争になるかもしれない瀬戸際の危機にあったということをしっかりと明らかにすることが出来たら、この裁判は違う展開を見せ、裁判所で「安保法制は憲法9条に違反する」という判決を引き出せるのではないかと期待しています。

弁護士 佐々木 新一



**特集**

## 02

## 建設アスベスト訴訟に勝訴－国との和解成立

昨年5月17日、最高裁第一小法廷は、建設アスベスト神奈川・東京・京都・大阪の第1陣訴訟について、国と一部メーカーの責任を認める判決を言い渡しました。（この東京第1陣訴訟には、同訴訟に参加した埼玉県在住の原告も含まれます。）

この建設アスベスト訴訟は、建設作業に従事した結果、アスベスト関連疾患に罹患してしまった被害者ご本人及びそのご遺族の方が原告となり、国と建材メーカーを相手取って損害賠償を求めてきた訴訟で、2008年5月16日の第1陣訴訟の提起から、実に13年もの時間を費やして、裁判所において攻防を繰り広げてきました。

2020年3月24日には、さいたま地方裁判所においても、同訴訟の第3陣という位置づけで訴訟が提起されました（埼玉訴訟）。同日には、埼玉のほか、東京、横浜、京都、福岡、札幌にて、全国一斉提訴がなされました。

上記の最高裁判決をうけて、埼玉訴訟の第4回期日が、昨年10月13日に開かれ、同期日において、国との関係で、原告26名の和解が成立しました。

当職が担当する原告の中には、大工一筋40年の方がいらっしゃいます。この方は、アスベストによってびまん性胸膜肥厚に罹患し、大工の仕事を続けることができなくなっていました。それだけでなく、著しい呼吸機能障害により、日常生活にも支障をきたす状態に陥っています。この間に、労災申請したもの、労働者性が否定されて、労災申請が認められず、経済的にも苦しい思いをしてきました。その方も、同期日において、国との関係で和解することができました。

このように、長きにわたる原告、弁護団、関係者の方々のたゆまぬ努力の結果、この度、大きな成果を得ることができました。しかしながら、まだ、完全な解決には至っていません。国との関係で和解が成立していない原告の方については、一日も早く国と和解を成立させる必要があります。

建材メーカーとの関係では、いまだに加害責任を争っているメーカーに責任を認めさせる必要があります。今後も、原告全員との関係で、国とメーカーに全面的に責任を認めさせ、さらには、すべてのアスベスト被害者救済のための補償基金制度の創設に向けて、努力を重ねていく所存です。

これを読みになった方の中にも、アスベストの被害に苦しんでいる方がいらっしゃるかもしれません。そのような方がいらっしゃったら、当職や埼玉アスベスト弁護団（電話：048-862-0355 弁護士 竹内和正）までご一報いただければと思います。

弁護士 小木 出



**特集**

## 03

## Zoomによる学習会

令和3年2月25日、当事務所主催で「とってもやさしい遺言・相続講座」と題して学習会を行い、その講師を担当させていただきました。

今回、コロナウイルスの影響を考慮し、初めてZoomにて学習会を行いましたが、参加者の方のご協力もあり、円滑に行うことができました。

今後、学習会を主催する際には、コロナウイルスの影響次第ではありますが、当事務所での現地開催も検討しつつ、Zoomでもご参加いただけるよう準備する予定です。Zoomでの参加は設定もそれほど難しくありませんし、Zoomの設定方法については必要に応じてアドバイスいたします。実際、今回、お申し込みいただいた方でZoom設定ができなくて学習会に参加できなかつたという方はいらっしゃいませんでした。ご自身の顔を映さない形での参加も可能ですので、事務所に来ていただくよりも気軽に参加できるという面もあるかもしれません。ぜひ今後の学習会について、Zoomでのご参加も検討いただければ幸いです。

ちなみに、今回は、何名かの方は顔が映る形で参加してくださり、講師からの画面が見えているか等の問い合わせに対して、腕で大きく丸を作って「問題なし」の意思を示してくださったりしました。これまでにはない形でのコミュニケーションができ、講師としては心が温まる場面もありました。

講座の内容としては、法律上の一般的な相続のルールに終始せず、遺言をどのように探したり、財産をどのように見つけたりするかといった相続が生じた際に実際に取るべき行動や、公正証書遺言を作成する際に必要となる費用の相場といった点についても言及しました。講師が弁護士として相続案件に対応させていただく中で実際に依頼者の方からよくお聞きする疑問点を講義に反映させましたので、インターネットで調べただけではわかりづらいことについても実践的にお話しされることができたと考えています。

参加者の方の今後の生活に少しでも活かしやすい内容になるように心がけたつもりですが、上記のようにZoomでの開催であったため、講義中に参加者の方の反応を確認しながら話すスピードを変えたり、わかりづらいところを繰り返し説明したりすることがやや難しかったという面がありました。それでも、幸いにも好意的なご感想をいただきましたので大変ありがたく思います。

今後も、参加者の方に損をさせない内容での学習会を主催して参りますので、お気軽にご参加いただきたく存じます。

弁護士 石川 智也